

指宿市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年3月
指宿市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨, 現状	1
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組, 今後のフォローアップ	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

- 令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正を受けて全部改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）においては、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

- 本市の教育の基本理念である「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を実現するとともに、本市の全ての子供たちが未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に向かって大きく羽ばたくために、学校教育が果たすべき役割は一層重要なものとなっています。そのことを踏まえ、今、児童生徒を最前線で支える教職員一人一人の心身の健康が保持され、その専門性を十二分に発揮しながら質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。

- 教職員がこれまでの働き方を更に見直し、児童生徒と向き合う時間や、自ら学ぶ時間を確保することによって、よりよい教育が実現していきます。指宿市教育委員会は、教職員一人一人が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々生き生きと児童生徒に接することができるような勤務環境の実現を目指し、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本市の現状

- 本市では、平成31年3月に、長時間勤務の削減のための中長期的な取組を「学校における業務改善アクションプラン」として取りまとめ、3年間にわたって、教職員の働き方改革に取り組みました。
- また、教育職員の長時間勤務の解消に努めるため、令和2年5月に、「指宿市立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する方針」を改正・施行し、教育職員の業務量の適切な管理をはじめとする、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について明記しました。あわせて、教育職員の上限時間の原則について、次のように決めました。

「指宿市立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する方針」上限時間の原則

- ・ 1箇月の時間外在校等時間について、45時間以下とする。
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以下とする。

- さらに、令和5年7月に「指宿市立学校における業務改善推進計画（第二期）」を策定し、具体的な数値目標を掲げた上で、「仕事（ワーク）と生活（ライフ）が共に充実し、希望をもてる働き方改革の実現」を目指すこととしました。計画策定後は、目標を達成するための具体的な取組として、市教育委員会主催の各種会議や研修会等の削減、各学校への統合型校務支援システムの配備、夏季休業中のリフレッシュウィークの導入と同期間中の学校閉庁日の設定、各中学校における部活動指導員の任用等を進めてまいりました。
- そのほか、管理職研修会において、業務改善に効果のあった取組等を紹介しながら各学校の実態に応じた取組を促したほか、教育課程の改善を目的とした研究協議を複数回実施するなど、業務改善に関する管理職のマネジメント能力の向上を図ってきました。
- あわせて、市教育委員会及び学校の管理職は、指宿市立学校職員総括安全衛生委員会や各学校の衛生部会で協議を重ねながら、教職員が児童生徒と向き合うための時間の確保や、同僚性と心理的安全性の高い勤務環境の在り方について検討を重ねてきました。

- このような取組の結果、本市における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間の状況は、次の表のとおりでした。

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和6年度）

年度	学校種	月45時間以内 (括弧内は県比)	月45時間超 ～80時間以下	月80時間超
令和6年度上半期 (4～9月)	小学校	72.6% (-6.0%)	24.7%	2.7%
	中学校	70.5% (+2.4%)	25.4%	4.1%
	高等学校	78.4% (-8.7%)	21.1%	0.5%
令和6年度下半期 (10～3月)	小学校	77.4% (-4.2%)	20.9%	1.7%
	中学校	71.5% (-2.4%)	26.7%	1.8%
	高等学校	84.7% (-5.2%)	15.3%	0.0%

※ 「小学校」は市立小学校9校の平均, 「中学校」は市立中学校5校の平均。

※ 「高等学校」は市立高等学校1校の状況。

- 表のとおり、上限時間の原則である、「1箇月の時間外在校等時間について、45時間以内とする。」については、本市の全ての校種において課題が見られました。また、時間外在校等時間が月80時間超であった者もあり、心身の健康障害のリスクが懸念される状況です。
- また、令和7年度に本市の全ての市立学校の教職員を対象として実施した「業務改善推進計画についてのフォローアップ調査」において、「学校の業務改善は進みつつあると感じますか。」という問いに対して「十分に感じる」と回答した教職員は全体の3.6%、「概ね感じる」と回答した教職員が57.0%であり、肯定的な回答は60.6%にとどまっています。今後も、学校の実態に応じて働き方改革の更なる加速化を図る必要があります。
- 令和7年度に本市の全ての市立学校の教職員を対象として実施したストレスチェックでは、全回答者の16.1%が高ストレス者であると判定されました。高ストレス者の割合は前年度の調査から3.7ポイント増加しています。本市の教職員のストレス要因としては、「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」、「保護者対応」の順に高い結果でした。今後も、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合い、働きがいを感じながら勤務できる環境づくりを目指す必要があります。
- 本計画は、これまでに挙げた本市の状況等を踏まえ、給特法第8条に基づき策定するものです。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にします。
- イ 1年間の時間外在校等時間を360時間以下にします。
- ウ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

留意事項① 上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではありません。

留意事項② 在校等時間について、虚偽の時間を記録したり、記録させたりすることがあってはなりません。

留意事項③ 業務の持ち帰りは行わないことが原則です。ただし、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合は、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標（【 】内は過去の本市の数値）

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。
【R6年度：11.8日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とします。
【R7年度：16.1%】
- ウ ストレスチェックにおける全ての学校の総合健康リスクの値を100以下とします。
【R7年度後期：100を超えていた学校が3校】
- エ ストレスチェックにおける「働きがい」、「仕事や生活の満足度」の値の向上を図ります。
【R7年度：「働きがい」55.0(全国平均±0)，「仕事や生活の満足度」53.1(全国平均-0.7)】
- オ 育児休業取得者数割合について、女性職員は100%、男性職員は1週間以上の取得を50%とします。
【R6年度：女性職員100%、男性職員0%】
- カ 男性職員の出産補助休暇及び産前・産後休暇の年間取得者数割合を100%とします。
【R6年度：出産補助休暇66.7%、産前・産後休暇100%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として次の(1)から(3)の内容に取り組みます。

(1)は、国が指針の中で示している「学校又は教師の業務の3分類」(「学校以外が担うべき業務」, 「教師以外が積極的に参画すべき業務」, 「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」)を踏まえ、優先的・重点的に取り組む事項です。

(2)は、各学校における措置の推進を通じて業務の適正化を図る事項です。

また、(3)は、教職員の健康及び福祉を確保するために取り組む事項です。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (3分類「①関係」)

- ・ 各地域の実情を踏まえながら、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応 (3分類「②関係」)

- ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについて、原則、学校が独自に行わないこととします。
- ・ 補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて広く理解を求めるため、市校外生活指導連絡協議会等で周知します。
- ・ 児童生徒が補導された際の緊急対応時の連絡体制を学校、警察署、保護者等と協議し、連絡系統を学校や警察署等へ周知します。

◇ 学校徴収金の徴収、管理(公会計化等) (3分類「③関係」)

- ・ 教職員の金銭管理等に係る業務について、保護者の口座からの口座振替や、教材業者等による保護者への直接徴収などによる改善を進めます。
- ・ 学校徴収金の公会計化については、県や国の動向を注視しながら、対応について検討します。

◇ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 (3分類「④関係」)

- ・ 学校と地域が協働で行う活動について、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、学校運営協議会委員等が連絡調整等を行うなどの連携を推進します。
- ・ 学校・地域・PTA・社会教育関係団体等との連絡・調整を、地域コーディネーター等が行うなどの体制を整備します。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
(3分類「⑤関係」)

- ・ 学校が抱える様々な事案の解決に向けた支援を行う，学校支援専門官の活用を進めます。
- ・ 学校が市教育委員会と連携を図りながらスクールロイヤー等を活用できる環境の充実を図ります。
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等が生じた際の対応方針の策定等について検討します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答 (3分類「⑥関係」)

- ・ 学校への調査・報告物については，削減を図るとともに，デジタル化による業務の効率化を推進します。

◇ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 (3分類「⑦関係」)

- ・ 学校の広報資料及び保護者等への配付資料はデータによる配信を推進します。
- ・ 各学校のウェブサイトの管理について，担当教員の過度な負担とならないよう，多くの教職員による更新が可能となるシステムの構築を検討します。

◇ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (3分類「⑧関係」)

- ・ ICT機器等の保守・管理については，担当教員の過度な負担とならないよう，ICT支援員の効果的な運用を図ります。

◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 (3分類「⑨関係」)

- ・ 地域住民に体育館等を開放する際は，鍵の管理を含む施設・設備の管理について，利用団体が責任を負うことを周知・徹底します。

◇ 校舎の開錠・施錠 (3分類「⑩関係」)

- ・ 校舎の開錠・施錠が，一部の教職員の負担にならないようにするための取組を検討します。

◇ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 (3分類「⑪関係」)

- ・ 安全確保上の必要な措置を行った上で外部人材等が協力するなどの取組を検討します。

◇ 校内清掃 (3分類「⑫関係」)

- ・ 校内清掃については、教育的価値を踏まえながら、実施回数や清掃範囲等、校内清掃の在り方を見直します。

◇ 部活動 (3分類「⑬関係」)

- ・ 国や県が示すガイドラインが遵守されるよう学校を指導するとともに、学校への部活動指導員の配置、合同部活動や拠点校部活動の実施を進めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 給食の時間における対応 (3分類「⑭関係」)

- ・ 給食時間における指導や見守りについては、緊急時の対応等の必要な情報を学校全体で共有し、学級担任のみが行うのではなく、他の教職員等と連携して取り組みます。

◇ 授業準備、学習評価や成績処理 (3分類「⑮、⑯関係」)

- ・ 統合型校務支援システムのバージョンアップを進め、学校が学習評価や成績処理等を行う際の事務負担の軽減を促進します。
- ・ 授業支援アプリや情報共有ツール等の利用が可能となる県域教育用アカウントの活用により、生成AI等の活用を推進し、教育の質の向上と業務負担の軽減を図ります。
- ・ 学校応援活動による習字・書道、裁縫等の指導補助、授業中の採点業務など、外部人材等が授業に協力する取組を推進します。

◇ 学校行事の準備・運営 (3分類「⑰関係」)

- ・ 学校行事の準備、運営については、教育的価値を踏まえながら、学校運営協議会等を中心として、地域や外部等との連携を推進します。

◇ 進路指導の準備 (3分類「⑱関係」)

- ・ 進路指導を担当する市教育委員会担当者を配置し、学校が生徒の進路に関する情報収集や情報発信を積極的に行うことができるよう連携を図ります。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (3分類「⑲関係」)

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が校内会議に参加し、専門的な知見を活用しながら教職員と協働して対応する取組を進めます。
- ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携等に関する協議等を通じて、関係機関の役割分担を明確にし、効果的な支援の実施を進めます。
- ・ 特別支援教育支援員や医療的ケアに対応する看護師の配置に努め、教職員と協働した指導・支援を推進します。

(2) 学校における措置の推進

学校において以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数について、年度当初の段階で真に必要な時数となっているか確認し、必要に応じて指導・助言します。特に年間総授業時数については、不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準授業時数を大幅に上回ることがないように指導します。教科等以外の時数についても、慣例的に行われている学校行事の見直し等を含め、必要に応じた指導・助言を行います。
- 市教育委員会主催の会議や行事等については、開催回数、参加人数、開催方法等について見直しを図ります。
- 学校行事や様々な教育活動について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合を促進します。
- クラウド等を活用した校務DXを推進し、業務の効率化を図ります。
- 職務経験が少ない教職員が適切な支援や助言を得られるよう、校務分掌の在り方や担当する授業時数などについて総合的に配慮するとともに、ワークショップ型の校内研修の実施など、コミュニケーションを図りやすい職場環境の整備を推進します。
- 勤務時間外の電話応対等について、自動音声機能等に対応した機器の導入を検討します。
- 働き方改革や業務改善の取組が、全ての教職員等による主体的な取組となるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業を踏まえた校内研修を全ての学校で実施します。
- 各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、この実施計画に適合するものとなるように支援や指導を行います。
- 学校目標に対する評価を定期的に実施するよう指導・助言します。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 「指宿市立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、総括安全衛生委員会の会議を年に2回開催し、教職員の健康障害等の防止に努めます。
- 学校における定時退校日を原則週1回以上設定します。
- 学校ごとに開錠時刻を適切に定め、地域・保護者に周知することを促します。
- 年次有給休暇の取得について、管理職に取得促進の趣旨を周知するとともに、年間を通じて休暇取得を段階的に促したり、管理職が定期的に教職員等の休暇取得状況を確認したりするなど、計画的な年次有給休暇の取得促進を図ります。また、大型連休の期間や夏季等における連続休暇の取得を推進します。

- ・ 8月11日から8月17日までを、学校行事や市教育委員会による会議等を実施しないリフレッシュウィークとします。また、リフレッシュウィーク期間に週休日等を含めた学校閉庁日を設定し、教職員の休暇取得を促進します。
- ・ 終業から始業まで、一定時間以上の継続した休息時間の確保について、11時間を目安として確保できるよう取組を進めます。
- ・ 「指宿市教職員等長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領」等に基づき、該当する教職員等を対象とした医師による面接指導を実施します。
- ・ 学校保健安全法第15条に基づく教職員等の健康診断を、毎学年定期に実施します。
- ・ 教職員等のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの受検率100%を目指します。
- ・ 教職員等の悩み、不安等に対応するための相談窓口の設置を検討します。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・ 本計画に基づく措置の実施状況については、取組状況や目標に対する実績等について毎年度点検を行い、その結果をその後の対策や計画に反映させます。また、市ホームページへの掲載により公表するとともに、定例教育委員会や総合教育会議でも実施状況等を報告します。
- ・ 各学校の業務量管理及び健康確保の措置状況等を確認し、課題がある場合は学校に聞き取りを行い指導します。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教職員等がいる学校や、休憩時間の確保等が課題となっている学校には、速やかに改善できるよう、個別に支援や指導を行います。
- ・ 各学校では、校長など管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等での話し合いも参考にしながら、この計画に沿って教職員の働き方改革に取り組みます。各学校の取組を進めるため、市教育委員会は本計画を広く周知するとともに、管理職研修会でマネジメントに関する研修を充実させるなど、支援を強化します。
- ・ 関係部局と連携して、保護者や自治会などに「学校と教師の業務の3分類」等の業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な協力を得られるように取り組みます。
- ・ 「学校と教師の業務の3分類」に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を各学校と共有します。
- ・ 関係部局や機関と協力して、児童生徒の支援を行う医療や福祉の人材を活用に取り組みます。